

京都市告示第183号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成21年7月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
西賀茂175号線	北区西賀茂蟹ヶ坂町200番地の17地先から	旧	メートル 61.20	メートル 6.01 ~ 8.45
	同区西賀茂井ノ口町50番地の1地先まで	新	61.20	8.21 ~ 10.17
西賀茂第三経3号線	北区西賀茂上庄田町400番地の5地先内	旧	6.60	8.01
		新	3.50	8.01

(建設局土木管理部道路明示課)